

インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する募集結果について

3 頂いた意見及びこれに対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
意見① 本改定案における「なりすまし型偽投資広告」や「送金犯罪の依頼・誘引行為」の違法情報への追加について、昨今の深刻な犯罪情勢に的確に対応するものであり、強く賛同いたします。 その上で、今後の運用に関して、以下の2点を要望いたします。 1. IHCの積極的な周知 特殊詐欺や闇バイト等の被害を防ぐためには、社会全体の防犯意識を底上げするフェーズに来ていると考えます。不要な通報の増加という懸念はあるかと存じますが、一般のインターネット利用者が「どのような情報を見つけたら、どこへ報告すべきか」を正しく理解できるよう、IHCの存在と適切な通報窓口としての役割を、より公にプロモートすることを求めます。 2. インターネット防犯の仕組みに関する教育の拡充 インターネットの安心・安全が、どのような組織（警察庁、IHC、プラットフォーム事業者など）によって、どのようなレイヤー（法的規制、ガイドラインに基づく任意の送信防止措置など）で守られているのか、その全体像を国民に周知すべきと考えます。公教育の場（情報リテラシー教育等）においても、こうした体系的な仕組みを教えることで、次世代の防犯意識と自衛能力の向上に繋がることを強く推奨します。	賛同の意見として承ります。 頂いた意見を参考にして、インターネット・ホットラインセンターの周知を図るとともに、関係省庁と連携し、安全・安心なサイバー空間の確保に努めてまいります。
意見② インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」の改定案について、以下の点を懸念しています。 第一に、投資詐欺やなりすまし広告対策を強化する方向性そのものには賛成ですが、「違法情報」の範囲を広げる運用は、表現の自由や公益的な告発まで萎縮させるおそれがあります。詐欺的広告や違法な送金勧誘と、金融機関や行政への正当な批判・問題提起を、実務上で明確に区別する基準をガイドライン本文に具体的に書き込むべきです。 第二に、インターネット・ホットラインセンターという民間窓口と警察との連携が強まるほど、恣意的運用や過剰な削除依頼が起こらないかが重要になります。削除依頼件数や内容の統計、判断基準、通報から削除依頼までの流れについて、定期的に詳細な情報公開を行うことをガイドラインに明記してください。 第三に、今回のような基本的な運用指針の改定について、2026年7月3日から7月16日までという短期間で意見募集を行うのは不十分です。過去の同様の改定でも短期間でパブリックコメントが	頂いた意見については、インターネット・ホットラインセンターを適正に運用していくための意見であるため、今後の運用の参考とさせていただき、同センターの適切な運用に努めてまいります。 なお、インターネット・ホットラインセンターに係る通報受理件数や分析件数、削除依頼件数等の対応状況については、年2回公表を行っております。

繰り返されており、国民の意見を十分に聴こうとする姿勢が感じられません。今後は、少なくとも30日程度の意見募集期間を原則とし、広く周知したうえで意見を求めるよう求めます。 投資詐欺対策の必要性には理解を示しますが、その名目のもとで、市民の表現や情報発信が過度に制限されることがないよう、慎重な検討と運用を強く求めます。	
意見③	
本改定案の目的である、SNS型投資詐欺、なりすまし型偽投資広告、送金犯罪、闇バイト、違法オンラインギャンブル等への対策強化には賛成します。これらは実際に深刻な被害につながっており、インターネット上の入口となる投稿や広告への対応を強化することは妥当です。 ただし、削除依頼の対象を広げる以上、正当な投稿まで削除されないようにする必要があります。特に、詐欺広告を批判・検証・注意喚起するためにスクリーンショットを載せた投稿や、報道・研究・教育目的の投稿まで削除対象になると、かえって被害防止に逆行します。 また、「副業」「案件」「送金」「報酬」などの言葉だけで機械的に違法と判断するのではなく、通常の仕事や正当な送金業務との区別を慎重に行うべきです。 そのため、改定にあたっては、次の点を明確にすることを求めます。 1. 注意喚起、報道、批判、研究、教育目的の投稿は、原則として削除依頼の対象外にすること。 2. 削除依頼を行う場合は、どの類型に当たるのか、なぜ違法情報と判断したのかを明示すること。 3. 削除依頼の件数や対応結果を、類型ごとに定期的に公表すること。 4. 誤って削除された場合に、訂正や異議申し立てができる仕組みを整えること。 5. AIや自動検知だけで判断せず、人間が文脈を確認すること。 本改定案には基本的に賛成しますが、警察庁委託事業による削除依頼は、形式上は任意でも、実務上は強い影響力を持ちます。したがって、詐欺や犯罪への対策を進める一方で、正当な表現や被害防止のための情報発信が萎縮しないよう、透明性と救済手続を十分に確保すべきです。	賛同の意見として承ります。 頂いた意見を参考とし、今回、新たに追加する違法情報に限らず、正当な投稿（注意喚起、報道、批判、研究、教育目的）及び、通常の仕事や正当な業務までも削除依頼することがないよう適切に運用してまいります。 なお、削除依頼を行う場合は、現状についても、当該情報がどの違法情報に該当するのかを明示しているとともに、削除依頼の件数等の対応結果を類型ごとに定期的に公表しております。 また、「誤って削除された場合に、訂正や異議申し立てができる仕組みを整えること」については、インターネット・ホットラインセンターは、あくまでもプラットフォーム等に対して削除依頼を行う機関であり、削除をするかしないかの判断は各プラットフォーム等の事業者側に委ねているところでありますので、当センターで異議申し立てができる仕組みを整備することは妥当ではないと考えます。
意見④	
本ガイドライン改定案に対し、強く賛成いたします。 著名人になりすました投資詐欺広告や「送金バイト（送金犯罪）」に係る募集投稿を削除対象に追加し、これらSNS発の悪質な犯罪を水際で食い止めることは、我が国の治安維持において極めて重要です。 一方で、通信の削除や監視の仕組みを運用するにあたっては、以下の2点を強く要望します。 1. 誤判定による人権侵害の防止と救済措置の確保 犯罪とは無関係な一般国民の私的な通信の秘密、プライバシー、および正当な表現の自由が、AI等のシステム誤認によって不当に侵害されないよう、客観的で透明性の高い基準を設けるこ	賛同の意見として承ります。 なお、「迅速な異議申し立ておよび復旧の手続き（救済措置）」につきましては、インターネット・ホットラインセンターは、あくまでもプラットフォーム等に対して削除依頼を行う機関であり、削除をするかしないかの判断は各プラットフォーム等の事業者側に委ねているところでありますので、当センターで異議申し立て及び復旧の

と。また、万が一誤判定で削除された場合の「迅速な異議申し立ておよび復旧の手続き（救済措置）」を同時に制度化すること。 2. プラットフォーム事業者による過剰運用の抑止 削除を急ぐあまり、民間事業者が独自の解釈で過剰な通信規制や表現の萎縮を招かないよう、行政（警察庁）が主体性を持って運用の透明性と客観性を厳格に監視・担保すること。	手続きを制度化することは妥当ではないと考えます。
意見⑤ 1. 著名人らに成りすまして投資を呼びかける広告などを要請の対象に加える改定内容について賛成。 2. 策定までの期間がかかりすぎたことは非常に残念である。被害は2020年以降顕在化しており、令和7年におけるSNS型投資詐欺の認知件数は49%増の9,538件、被害額は46%増の1,275億円であり、早急な対応が望まれていた（令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（暫定値） 注意喚起・お知らせ SOS47の活動 警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページによる）。 3. IHCに通報された際は、警察への通報および削除要請を速やかに行っていただきたい。 4. 通報窓口を設置することで、被害拡大防止のための入口としての役割に期待する。削除要請に応じない事業者に対する罰則や、広告を記載しているプラットフォームに対する削除要請および削除に応じない場合の罰則規定などの策定も必要であると考ええる。警察庁に対する働きかけの一役を担うことに期待したい。	賛同の意見として承ります。 インターネット・ホットラインセンターの適切な運用に努めるとともに、関係省庁と緊密に連携し、削除依頼の実効性が確保されるよう努めてまいります。
意見⑥ 現在のインターネット・ホットラインセンターに違法性が疑われる広告を通報しようとした際には、広告自体の掲載URLが取得できない、あるいはinstagram等であるようなCTA（Call to Action）形式の広告の様にランディングページが存在しない場合があり、現行のランディングページのURLを記載させる方式では通報できない場合がある。キャプチャー画像と、掲載されてるプラットフォームを記載することでの通報が可能になる形に制度の更新とWebサイトの改修を検討してほしい。	頂いた意見のとおり、インターネット・ホットラインセンターへの通報は、URLが必須となっています。URLが取得できない場合に、キャプチャー画像等による通報を可能とした方が良いという御意見であるところ、キャプチャー画像等での通報であった場合、当該画像のウェブページの蔵置場所等が特定できず、削除依頼はもとより、削除依頼を受けたプラットフォーム事業者等も当該画像のウェブページ等が特定できない状況になってしまいます。 御意見については、現状では実施が困難であるところ、通報しやすい仕組みづくりを進めていく上での参考とさせていただきます。

意見⑦ インターネット上の広告には多様な類型があり、その中には、機能的特性として、掲載媒体の運営者とは異なる事業者により配信された広告が掲載される場合があります。そのことを踏まえ、本改正に基づく施策を実施するに当たり、情報提供を受ける事業者又は団体において実効的な対応を行うためには、当該広告を管理又は配信する事業者を把握することが必要となる場合がある点や、場合によっては把握し切れないケースもある点について、ご留意いただきますようお願いいたします。 また、広告関連事業者に情報をご提供いただいた場合、その内容を基に実効的に広告を検証するためには、当該広告を同定するために必要な情報が、情報提供時に併せて提供されることが重要です。具体的には、インターネット広告には多様な配信形態が存在し、その技術的・機能的特性によっては、掲載媒体のウェブサイトURL、遷移先URL又は当該広告のスクリーンショットでは対象広告を同定できず、当該広告を管理・配信する事業者及び当該事業者が提供するシステムに応じた広告ID等、広告を一意に特定するための情報が必要となる場合があります。 このため、情報をご提供いただくに当たっては、可能な限りこれらの情報が含まれるよう、運用いただきますようお願いいたします。	頂いた意見については、インターネット・ホットラインセンターからなりすまし型偽投資広告を削除依頼する際の留意事項に関する意見であるところ、頂いた意見を参考として、実効ある削除依頼が可能となるよう運用してまいります。
意見⑧ ■意見の概要 インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」に、なりすまし型偽投資広告を掲載する行為、および送金犯罪の依頼又は誘引行為を追加することに賛成致します。 SNS型投資詐欺の入り口となっている「なりすまし型偽投資広告」、ならびに「送金犯罪」を依頼等する行為に対する対策の強化は必要不可欠な取り組みです。ガイドラインに追加する事に関して賛成の意見を述べるとともに、ホットライン運用ガイドライン検討協議会の委員と事務局の皆様には、長年インターネット広告業界の健全化の取り組みに携わるものとして心より御礼申し上げます。 個人的には「なりすまし型偽投資広告」に関する削除依頼はすでに取り組まれていると思っていたため、まだガイドラインにすら掲載されていなかったことに正直驚きました。日本で著名人なりすまし投資詐欺が社会問題化し始めたのは2023年の秋頃からですので、これまでの2年半、なぜIHCでは対応していなかったのか不思議に思っております。 加えて意見を述べさせていただきますと、「なりすまし型偽投資広告」や「送金犯罪」を日本から無くすには、今回のガイドライン改訂では不十分だと考えております。消費者被害を引き起こす投資詐欺広告は、著名人のニセ広告ではありません。	賛同の意見として承ります。 この度、新たに違法情報として追加しようとしている「なりすまし型偽投資広告を掲載する行為」については、著名人を名義人とした投資広告の掲載のみが対象となり得るものではなく、著名人を含む自然人のほか、法人や法人格のない団体を名義人とした投資広告の掲載であっても対象となり得ます。 その上で、頂いた意見については、インターネット・ホットラインセンターを効果的に運用していくための意見として参考とさせていただき、引き続き、関係省庁と連携して、安全・安心なインターネット空間の実現に向けて取り組んでまいります。

有名企業のなりすまし広告や、アニメ・漫画のキャラクターなりすまし広告もあります。また、地方のネットショップのなりすましアカウントがSNS等に広告を出しているケースもあります。こうした著名人以外でなりすまされている偽広告についても、ガイドライン内に盛り込んで頂けると幸いです。 また、IHCからプラットフォーム事業者に削除依頼を行ったなりすまし型偽投資広告に関する通報が、合計で何件あったのか、通報からどれくらいの期間で削除されたのか、削除された割合はどれくらいか、類似の投稿も削除されたのか、といった詳細なレポートをプラットフォームやプロバイダーごとに実名付きで定期的に公表して頂きたいと思います。社名やサービス名が公表されることで、真っ当に取り組むプラットフォームやプロバイダーはより社会から評価され、放置する事業者に対する規制や処分にもつなげやすくなります。 さらに、インターネット広告をきっかけとした消費者被害は年々拡大の一途をたどっておりますので、IHC事務局内にもネット広告の専門家を配置するか、外部のネット広告専門家に助言員として協力してもらえよう、ホットライン運用ガイドラインに一文追加することをぜひご検討頂きたいと思います。 生成AIによってネット広告が大量に量産され、ターゲティング広告によって被害に合いやすい日本の消費者が狙い撃ちされる時代だからこそ、問題となる広告の通報を受けてから削除依頼や情報提供するという既存の取り組みに加え、消費者被害を引き起こすリスクのある最新の手口や広告アカウントを収集・通報し、違法な広告を出させなくする仕組み作りが必要だと考えます。 日本のインターネット社会の安全を守り、消費者被害の未然防止を図るためにも、専門家や業界団体と協力しながら、一歩進んだ取り組みをインターネット・ホットラインセンターには取り組んで頂きたいと願っております。	
意見⑨	
主要箇所に関する新旧対照表等確認しました。 今回の改定案についてはほぼ異論はありませんが、ただそれでもまだ足りないと感じました。 以下に以前提出したインターネット・ホットラインセンターの問題点を修正して9つにまとめました。 1. プロバイダ責任制限法が情報流通プラットフォーム対処法に改正されたのでそれに合わせた通報内容の見直しや規約の追加・削除を改定議論の視野に入れてください。 2. プロバイダー先が不都合な部分を不正に隠蔽・報告もしくは対応を怠る可能性も考慮して、パスワード解析等、警察を交えての詳細な調査も必要。可能ならば警察からプロバイダー元への適切な指導も必要です。 3. X（旧Twitter）関連や他のSNSの通報の議論・討論を行ってください。 最近ではホットライン運用ガイドライン対象外になるXのアカウントの通報が多いのでただ対象外と外部に任せるのではなく違法情報になりうる情報の再確認を慎重に行うようお願いします。	頂いた意見については、インターネット・ホットラインセンターを適切に運用していくための参考とさせていただきます。 その上で、生成AI等への対応及び新たな違法情報等の追加につきましては、当センターで適切に取り扱えるかも含め、引き続き、検討してまいります。

特にフェイク情報や盗撮動画、無断転載、スクリーンショットによる誹謗中傷や犯罪行為は法律面も含め国と連携し、真剣な対策をお願いします。

4. 上記の通り盗撮の取扱いの検討をお願いします。

一部の通報ではSNSを中心とする盗撮投稿もあり、また大阪府警察本部サイバーセキュリティ対策課もIHCへの通報を推薦している姿勢もあります。

今多発化しているので検討すべき問題だと考えます。

5. 表現方法については現行よりも非常に厳格な精査と討議を行い、今まで以上の厳粛で適切な取締・啓発をお願いします。

まず生成AIによってフェイク画像や著作権侵害が問題視され、最近では実写画像に近いAI作画物も製作可能になり、これにより違法な猥褻データについても生成AIによって猥褻物の生産が可能になった可能性があります。

生成AIによって著作物以外にも猥褻物や学術・医学目的で掲載されているものについても学習されている可能性も考慮する必要があり、ネット上の生成AIの被害を考慮すると非常に問題視する案件です。

AI以外にも適切な処理がされていない成人向けの画像がSNS等で流れる場合もあります。

これを機にAI以外にもAIに学習されかねない猥褻画像対策及び生成AI技術の登場による学術・医学目的作品の扱いへの討議・見直し・再検討を時間を掛けてでもお願いします。

また文字を絵に表現したAAとも呼ばれるアスキーアートという表現技術についてもわいせつ電磁的記録猥褻物が今まで生成AIと同様に野放しになっている状態です。これについても匿名型の掲示板においてアスキーアートで制作された刑法175条違反になる、もしくは刑法175条違反になりうる人間の性器のようなわいせつ画像にも匹敵する電磁的記録記録媒体が法的に野放しになっている状況です。

アスキーアートは文字列による改変が可能なため生成AIと同様以上の危険性を汲んでいます。

このような状況を作り出した掲示板群の管理人と制作者は罪の意識の有無に限らず違法情報の拡散を行った責任は重く、違法アップローダーの管理者と同様に掲示板閉鎖や最悪の場合は刑事責任のような厳粛な対応が必要だと考えています。

インターネットの健全化のためにも生成AIと同様にアスキーアート等画像表現以外の著作権侵害及び刑法175条違反についての違法性とわいせつ目的の危険性があり対象内情報に入れるべきだと考えます。

機会がある場合、生成AI、アスキーアート含めた有識者有害創作討論もお願いします。

6. 最近は民間企業がユーザーに対して非常に不誠実な対応を取ることが目立ち、今年に入ってファンティアが警察関係から直接指導を受けたケースもありました。

こういった企業の中には違法に該当するケースも含まれていると考えます。

通報内容については慎重かつ詳しく調査すべきではないかと思います。

7. 動物への明らかな虐待を仄めかす情報やその場면을撮影した画像や動画を違法情報として盛り込んでもらいたいです。 盗撮等と同様に有害な違法情報として認知されなければ、今後も増え続けると考えています。 8. 関係機関・フィルタリング事業者に提供された通報情報について本当に各機関で有効に活用されているのか一度説明する機会をお願いします。 中にはIHCでは現在扱っていないものの明らかな犯罪情報も少なからずありますが、提供されたこれらが犯人逮捕・犯罪減少に繋がっているのか分かりません。 関係機関・フィルタリング事業者の活動が公開されてないため不透明な状況です。 これの解消のためお願いします。 9. 自殺防止の為に逮捕起訴未満の違法情報及び有害情報もよりこれまで以上に削除しやすくなるようガイドラインの視野拡大と取り締まりをお願いします。	
意見⑩	
ホット運用ガイドライン、読ませて頂きました。指摘したいと思っただころはありませんでした。	賛同の意見として承ります。
意見⑪	
ガイドラインが表現の自由をはじめ様々な自由が侵害される、または投稿者が自主的に委縮してしまうのではないかと心配しています。 1. わいせつ電磁的記録記録媒体陳列についてですが、見る者の好色的興味に訴えることというところがあいまいだと感じました。例えば、性器が明確に確認できる画像についてですが、以前にマスキング処理をした画像や動画をして問題なく掲示できたのが、警察機関の一方的な判断でわいせつ物として問題にされたことがいくつもあり、まるで、憲法で禁じられている検閲のようだと感じました。なので、投稿者が異議申し立てをし、第三者により公平に調査できるような制度が必要だと考えます。（ここで書くことではないのかもしれませんが、なぜ性器が明確に確認できるのかがそこまで問題になるのかが理解できません。刑法175条は明治時代の法律をもとに作られたこともあり、現代の価値観とは相いれず、様々な被害が起きていますので、廃止するか死文化することを望みます。） 2. 不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイト情報に掲載されている場合とありますが、それはほぼすべてのウェブサイトのことでないのでしょうか。 3. 児童ポルノ公然陳列の画像等に描写されている対象者の外見についてですが、成人していても外見が幼く見える人はいます。また、成人した人があえて幼く見えるような恰好をした画像も存在します。	本ガイドラインの内容については、必要に応じてホットライン運用ガイドライン検討協議会において検討を行っております。頂いた意見についても、今後の検討の参考とさせていただきます。

そういった人が強制されたのではなく自分の意志でアップロードすることは個人の表現の自由で認められているはず。なので、対象者の年齢が18歳以上だと分かった場合には画像や動画のアップロードを認めるべきだと強く考えます。 4. 売春目的等の誘引についてですが、非常にあいまいな範囲であり、成人同士や年の差が5歳未満の未成年間の自由恋愛にまで問題になるのではないかと心配していますので、しっかりと区別することを望みます。 憲法で保障されている表現の自由をなど様々な自由を尊重し、最大限配慮することを強く望みます。	
意見⑫	
ホットライン センターが実質機能していないと感じる。 センターがやっているのは、警察・行政・プロバイダへの連絡のみであり、積極的に問題を解決する機関になっていない。 私も何件か、明らかに犯罪行為が含まれているインターネットサイトを通報した事があるが、何年間も放置されたままだ。 特に 海外にサーバーが有る物、日本語でないものに関しては、犯罪被害者や加害者が日本人であっても、一切対応してもらえない。 おかしいではないか。 事業を拡張して、海外のホットラインと提携し 対応範囲を広げるべきだ。	インターネット・ホットラインセンターでは、ホットライン運用ガイドラインの判断基準に基づき、国内事業者のほか、国外事業者に対しても削除依頼を行っております。頂いた意見については、インターネット・ホットラインセンターを効果的に運用していく上での参考とさせていただきます。
意見⑬	
ホットライン運用ガイドライン（案）を拝見しました。 下記に意見を申し上げます。 ご面倒をおかけしますが、危機意識をもって、ご対応のご勘案をお願いいたします。敬具 意見：スタッフのバックグラウンド（国籍、学歴、経歴）を、発注者自らが確認するようお願い致します。 理由：ハッカーがスタッフ業務を行う危険もございます。 現状：民間に限らず公的機関でも、人件費を削減するために、業務委託、人材派遣、パートによるスタッフが対応されております。 これらの業務委託や人材派遣やパートのスタッフにつきましては、バックグラウンド（国籍、学歴、経歴）を発注者が確認しないまま業務を行っている現状です。	頂いた意見については、インターネット・ホットラインセンターを適切に運用していくための意見であるため、今後の運用の参考とさせていただきます。
意見⑭	

ホットライン運用ガイドライン改定案におけるA Iを活用した通報窓口のアクセシビリティ向上および手続きの簡素化に関する具体的な提言について 意見の対象となる箇所 ・第1.1. (3) ホットラインセンターにおける対応(役割) ・第3.4. 違法情報該当性の判断手続 意見の理由および具体的提案 (本文) 第1章：はじめに：現行の通報システムが抱えるアクセシビリティの致命的な欠陥 警察庁サイバー警察局がインターネット・ホットラインセンター（IHC）の取扱情報の範囲の拡充およびガイドラインの改定を行う方針を強く支持する。しかし、ネット上の違法動画や犯罪行為を摘発するための大前提となる「国民からの通報窓口」の構造において、一般国民、特にスマートフォンユーザーや機械操作に不慣れな高齢者、本当に困っている犯罪被害者が、手続きの複雑さや窓口の分かりにくさによって通報を断念せざるを得ない致命的な不備が存在する。 現在の警察やIHCの通報サイトは、まるで通報数を意図的に抑制しているかのように、たらい回しを想起させる複雑な階層構造となっており、特定の犯罪ワードを検索しても容易に窓口到達できない。 このようなユーザーインターフェース（UI）の不親切さは、ネット空間に蔓延する外国人グループによる重要制限区域への不法侵入動画や就労ブローカー等の違法コンテンツの「見落とし」と「放置」に直結している。本ガイドラインの改定において、窓口の簡素化と最先端技術の導入に関する具体的運用を提言する。 第2章：A I 技術を活用したいたずら通報の自動排除とスマホ特化型直感通報システムの構築 窓口を分かりやすく簡素化するにあたり、警察側が懸念する大量のいたずら通報やスパムを回避しつつ、機動力を最大化するための以下のデジタル技術の義務化を強く求める。 1：生成A I 等によるいたずら・スパム通報の自動スクリーニング機能の導入 現代の進化した人工知能（A I）技術（自然言語処理や画像・映像解析モデル）を窓口システムへ即座に組み込むべきである。これにより、窓口の敷居をどれだけ下げても、嫌がらせやいたずら目的の投稿、無関係なスパム情報については、人間の職員の手を経る前の段階でA I がシステム上で瞬時に自動判別して弾く（フィルタリング）ことが完全に可能である。技術的な言い訳によって、善良な国民の通報を阻害する構造を即座に改められたい。 2：たらい回しをゼロにする、直感的な単一通報インターフェースへの刷新 スマートフォンから該当する動画のURLやスクリーンショット（証拠画像）を添付するだけで、わずか数タップで通報が完了する超簡素化されたサイバー直通通報アプリまたは専用モバイル窓口を稼働させるべきである。複雑な文章での説明を求めず、A I が画像やURLから犯罪のカテゴリ（建造物侵入、マナーロンダリング等）を自動判定して処理に回すことで、機械オンチ	「インターネット・ホットラインセンターへの通報窓口の簡素化及び最先端技術の導入」、「AI 技術を活用したいたずら通報の自動排除」等の意見は、通報手続きのアクセシビリティ向上及び最新鋭のデジタル技術を活用した処理手続きの迅速化につながる意見であるため、当センターが更に効果的な機関となるための参考とさせていただきます。
---	---

と呼ばれる層であっても、地域社会の違法行為を現場やネットの最前線から迷わず即時に通報できる体制を指針に明記されたい。 第3章：結論 安全・安心な社会の実現に向け、国民の目を警察の最大のサイバー捜査網にするためには、通報窓口のたらい回し構造を破壊し、A I 技術によるいたずら排除とスマホ直感運用の導入が必要不可欠である。I H C のガイドライン改定において、通報手続きのアクセシビリティ極限までの向上、および最新鋭のデジタル技術を活用した処理手続きの迅速化が明文化され、強力に推進されることを強く要望する。	
意見⑮ インターネット・ホットラインセンター運用ガイドラインの改定案における通報フォームの文字数制限緩和および予備アカウントの一括排除に関する具体的な提言について 意見の対象となる箇所 ・第3. 5. 送信防止措置等依頼手続（通報受け付けシステム） ・第4. 2. 対象有害情報の範囲および判断基準 意見の理由および具体的提案（本文） 第1章：はじめに：現行通報フォームの制限がもたらす証拠提出の妨害とゾンビアccountの脅威 警察庁サイバー警察局がインターネット・ホットラインセンター（I H C）のガイドライン改定を行う方針を強く支持する。しかし、ネット上の違法動画や犯罪行為に対して個別に削除依頼を出す従来の運用、および現行の通報受付システムに設定されている文字数の上制限は、現在の悪質な外国人クリエイターらによる組織的な脱法行為を根絶することを物理的に妨害している。 現在、日本国内の制限区域や福島県の帰還困難区域等への不法侵入（建造物侵入罪）を繰り返している悪質な外国人らは、単一の動画を投稿するだけでなく、Y o u T u b e、T i k T o k、I n s t a g r a m、X、自身の独自ウェブサイト、さらにはP a y P a l や少額決済アプリなどの決済リンクを網の目のように連携させたマルチアカウントによる犯罪収益ルートを構築している。 これら複数のS N SやサイトのU R L情報をすべて網羅して通報しようとする、現行の制限文字数では、U R Lを羅列しただけで入力枠が一杯になり、具体的な犯罪実態や被害状況、現地の違法行為に関する説明文を記載する枠が完全に不足するという本末転倒な事態が発生している。 これらを根絶するため、システム運用の改善に関する具体的運用を提言する。 第2章：通報フォームの文字数大幅拡張と予備アカウントの連座的自動凍結の導入 犯罪グループの全活動拠点を一網打尽にし、削除と復活を繰り返すたちごっこを完全に終わらせるため、以下のシステム刷新を強く求める。 1：通報フォームの入力文字数上限を最低2 0 0 0文字から6 0 0 0文字へ大幅拡張、および一括添付機能の義務化	インターネット・ホットラインセンターは、一般のインターネット利用者等から通報を受け付け、削除依頼等を行う機関であり、現状、犯罪情報全般を受け付ける機関となっております。インターネット空間における具体的な犯罪実態や被害状況を入力することも想定していないため、通報フォームの文字数においても、現状で問題はないと認識しております。 頂いた意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。

国民が抱える現場の危機感や、犯人特定のためのデジタル証拠、および複数のアカウント情報を文字数制限を気にすることなく詳細に記載できるよう、通報フォームの文字数制限を一気に緩和されたい。あわせて、本文の文字数を圧迫させることなく、犯行に関わっている全てのSNS、外部ウェブサイト、PayPal等の決済リンク、および現場のスクリーンショット画像を一括で添付・送信できる専用の証拠提出スロットを通報画面に設置すべきである。 2：過去の違法事実に基づく予備アカウントおよび転生アカウントの連座的自動凍結 メインのアカウントが凍結されることを見越して開設されている全てのバックアップアカウント、サブチャンネルについても、個別の違法動画の確認を待つことなく同一の犯罪者による危険アカウントとして連座的に一括で送信防止措置（永久凍結依頼）の対象とすべきである。また、メインおよびサブのアカウントが全て凍結された後、当該外国人が新しく作成した転生アカウント（新チャンネル）を国民が発見した場合、最初の通報実績（事件番号等）と紐付けるだけで、煩雑な証拠の再提出手続きを一切省略し、IHCがプラットフォーム側へ即座に自動削除・凍結依頼を発行する超迅速処理ルートを指針に明記されたい。 第3章：結論 安全・安心な社会の実現に向け、国民からの貴重な通報情報をシステム上の制約や、バックアップアカウントによる脱法行為で無に帰す現状は即座に改善されるべきである。IHCのガイドライン改定において、通報フォームの文字数上限の最低2000文字以上への拡張、複数URLの一括送信システム、および同一犯が運営する全ての予備アカウントの連座的自動一括凍結の導入が明文化され、強力に推進されることを強く要望する。	
意見⑩	
通報時にウェブサイトURLが必須になっていると、SNSの鍵付きアカウントでの投稿（特にオンカジ）やメッセージ（特に投資、闇バイト）でのやりとり、違法広告などが通報できない為、キャプチャー画像添付での通報を受け付けるように改修を行うべき。	頂いた意見のとおり、インターネット・ホットラインセンターへの通報は、URLが必須となっています。URLが取得できない場合に、キャプチャー画像等による通報を可能とした方が良いという御意見であるところ、キャプチャー画像等での通報であった場合、当該画像のウェブページの蔵置場所等が特定できず、削除依頼はもとより、削除依頼を受けたプラットフォーム事業者等も当該画像のウェブページ等を特定できない状況になってしまいます。 御意見については、現状では実施が困難であるところ、通報しやすい仕組みづくりを進めていく上での参考とさせていただきます。

意見⑰ 国の委託の範囲が「違法情報の処理」であって「有害情報については民間による自主的対応を求め」ることに、この機会に改めて賛同の意を表します。 また、それを受けて、本ガイドラインにおいても、違法情報以外で対応する範囲は「対象有害情報」に限っていること、更にその情報の中身も重要犯罪密接関連情報と自殺誘引等情報に限定していること、以上のように違法でない領域に対する干渉が不用意に拡大しないように記載されていることを評価します。 昨今、SNSを始めネットでの情報発信を問題視する向きもあり、特に直ちに違法とはいえない偽誤情報や有害情報に対する規制の在り方が検討されています。その視点から、本ガイドラインにもこういった流れに沿った対応を求める意見も届くかもしれませんが、先述の記載を維持してむ無暗に対象を広げるのではなく、本稿第5（本ガイドラインの見直し等）に記載の通り、広くインターネット利用者を含めた意見をパブリックコメント等にて改めて収集して対応を決めるよう宜しくお願いします。	頂いた意見は、本ガイドラインの取扱い範囲に関する意見であり、今後の参考とさせていただきます。 なお、本ガイドラインについては、今後の社会情勢やサイバー空間をめぐる諸情勢等の変化を踏まえ、ホットライン運用ガイドライン検討協議会における審議やパブリック・コメント等を実施した上で改定してまいります。
意見⑱ ネット上の情報の流通を管理・削除するガイドラインの改定において、警察および行政機関の裁量が拡大されることに対し、強い警鐘を鳴らす。 これまで、通信の自由やプライバシーの保護を口実に、行政が恣意的に情報を統制する動きが目立つ。今回のガイドライン改定が、権力側の都合で「権利侵害」を定義し、批判的な言論や不都合な事実を隠蔽するための道具として悪用されることを、私は断じて許さない。権力によるネット上の言論統制は、民主主義の根幹を腐らせる行為である。 インターネットという公共の空間において、何が権利侵害で何が正当な批判であるかの判断基準が、不透明な会議室で警察とプラットフォーム事業者の間で決められる現状は異常である。私は、現行の監視体制や行政への不信感が払拭されることはない。今後、このガイドラインが恣意的に運用され、市民の口を封じるような事態が発生した際には、行政の責任を徹底的に追及する。このガイドラインが言論の自由を侵害する「管理装置」ではなく、真に個人の権利を守るための最後の線であることを、厳しく要求する。	頂いた意見については、インターネット・ホットラインセンターを適切に運用していくための参考とさせていただきます。
意見⑲ インターネットにおける違法、犯罪行為及び有害情報への対応を効率よく行う団体の必要性を理解したうえで、手短かに意見を述べさせていただきます。 前提として、ネット上の特に違法、犯罪行為については多様な手口が存在し、かつ短時間で多量に行えることから迅速な対応が可能な機関が不可欠です。	頂いた意見については、インターネット・ホットラインセンターを適切に運用していくための参考とさせていただきます。

その傍らで本来違法ではないもの、有害情報の定義に該当しない情報をあたかも違法、有害情報であるかのように対応し、一般ユーザーが不利益をもたらす事態は避けなければなりません。 創作作品等のコンテンツについては上記の不当な扱いを受けることも少なくなく特に注意していただきたく思います。 その為、改訂部分の主張ではありませんが、ガイドラインにも明記されてる『本ガイドラインにおける「児童ポルノ」とは、児童ポルノ法第2条の定義と同じく、実在する児童の姿態を描写したものであり、「実在しない児童」を描写したものについては、児童ポルノには該当しない』旨の周知及び、表現の自由等と公共の福祉とのバランスに配慮し、ホットラインセンターにおいて取り扱う対象有害情報に於いては個人の生命・身体に危害を加え、違法行為を引き起こすおそれがある情報や自殺へ積極的に加担したり、自殺願望を持つ人の生命に危害を加えることとなるよう情報を対象とすることを適当とする姿勢を維持、示した上でご対策の程を行なっていただければと思います。	
---	--

【その他の意見】

「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見以外の意見として、5件を頂いており、

- 移民政策に関する意見
- ネット上の誹謗中傷被害者の救済を実効化するための制度設計及び警察、地域資源（寺院等）の連携による未成年の更生システムの構築に関する意見
- 詐欺メール等に記載されている口座名義人の検挙及び口座閉鎖に関する意見

などがありました。